

## 性差に関する倫理的考察

—— U・P・ヤウヒ著『性差についてのカントの見解』の問題提起を軸に ——

中野俊光

「人間がある時期に、強制や監視や偏見によって奴隷として、あるいは成人に達していかない者として指導されることは有益かもしれないが、しかしこれにともなうすべての弊害はいずれ取り除かれねばならず、そのために哲学が役立つはずなら、哲学はしかるべき諸原理を所持していなければならぬ。」(カント『「人間学」のための首察』BD, XV, Ref. Nr. 528)

はじめに

男性であることと女性であることの決定的な違いとは何か？生物学的にあるいは生理学的に男女の相違点を挙げることは容易だが、社会的にあるいは哲学的に「男女の相違」を挙げることは容易ではない。今さら繰り返すまでもなく「性差」を巡る議論に「新しい社会性の次元」を切り開いたのはフェミニズムである。解剖学的に決定されている性別(セックス/sex)と社会的・文化的に作られた性別(ジェンダー/gender)を区別す

るという考え方はフェミニズムの功績である。性別について生物学的にしか理解してこなかった伝統を覆して、社会的・文化的に作られた性別について議論する道を開いたことの意義は大きい。

「性差 (Geschlechterdifferenz)」に関してさまざまな議論が展開されてきたが、今回ここで注目するのは、十八世紀のドイツの思想家・カント (Immanuel Kant, 1724-1804) の見解である。彼の著作の中にも「性差」について興味深い議論が展開されている。カントは言うまでもなく「啓蒙」の時代の思想家である。封建的な慣習や宗教的な伝統による無知や俗信に支配された民衆を自然の光である「理性」に照らしてひらき、自由思想や科学的知識、批判的精神を普及させ、人間の尊厳を自覚させることが「啓蒙」の主眼とすることであった。またカントは「啓蒙」を「人間が自ら招いた未成年の状態から脱却すること」と定義した(VIII, 35)。つまり伝統的な価値観とは訣別し、新たな女性観を念頭に人間学を展開しようとしていた。ただ従来「カントの女性観」といえばかなり偏見に満ちていたとするの

が一般的であり、実際に女性に対して手厳しい記述も多い。しかし近年、そうしたカントの女性観を丹念に見直し、カント自身は「性と社会との関係」について熱心に取り組んでいたことが指摘されている。本稿では、そうした研究の一つであるU・P・ヤウヒ著『性差』<sup>1)</sup>についてのカントの見解<sup>2)</sup>を検討しながら、「男女の性差」に関するカントの問題提起を倫理的に探究することを目的としたい。

## 一、ヤウヒの関心と論点

U・P・ヤウヒは一九五九年生まれ。一九八七年にチューリッヒ大学で博士号取得。現在チューリッヒ大学哲学科教授。主な著書に『淑女の哲学と男性の道徳―修道僧ジェラルドからマルキ・ド・サドまで』(Passagen-Verlag, Wien 1990)、『機械の彼方―ヘーラ・メトリーにおける哲学と皮肉の美学』(Carl Hanser Verlag, München 1998)、『バーナード・マンデヴィル―悪辣な公的売春宿への論難書』(Carl Hanser Verlag, München 2001)、『ホモ・ルーデンス―人間、そして演者』(Publikation in der Schriftenreihe der Bank Vontobel, Zürich 2001)などの著作がある。今回取り上げた『性差』<sup>1)</sup>についてのカントの見解<sup>2)</sup>は博士号請求論文(Dissertation)としてチューリッヒ大学に提出された論文である。

ヤウヒによれば、カントの著作の中で主に女性性について論じているものは『美と崇高の感情に関する考察』(Beobachtungen

*über das Gefühl des Schönen und Erhabenen, 1764*)<sup>3)</sup>『啓蒙とは何かという問いに対する回答』(Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung? 1784)<sup>4)</sup>、『人倫の形而上学』(Die Metaphysik der Sitten, 1797)<sup>5)</sup>および『実論的見地における人間学』(Anthropologie in pragmatischer Hinsicht 1798)<sup>6)</sup>である。この4冊に関してはカント存命中に公刊されている。女性に関して言及しているものの存命中に公刊されていないものは、『美と崇高―覚え書き』や人間学に関する「講義ノート」や「遺稿・メモ類」などである。

人間であることと性的であることの新たな相違について

ヤウヒの関心は、「まず十八世紀の啓蒙期に不平等な性の関係が実際に存在しており、この偏見を批判するという課題があったが、それが当時どのくらい真剣に議論されていたか」ということから出発する。この時代はまだ男性中心の見方による「女性らしさへの構想」という考え方が優勢であった。たとえば、ケーニヒスベルク大学でカントの講座を継承したヴィルヘルム・トラウゴット・クルークは『哲学諸学への一般中辞典』の中で、

「女は男性と平等な人権を持っている。なぜなら、性的性格の相違にもかかわらず、女は男性と同じ人間の本性を持つているからである。……しかし市民権については違いが生じてくる。というのも、女は本性上安らかで平穏な家

庭生活にのみ向いており、したがって活発で騒々しい公的生活にかかわっているからこそ男性だけが現に有している権利を女は持たなくともよく、だから義務も免除されているからである。<sup>21)</sup>

つまりここでは「偏見を批判すべきはずの啓蒙主義」が「女性人間として平等に扱われる」という問題に対してすでにこのような論調なのである。その後「啓蒙主義」は「クルークに見られるように、男性中心な人間像を再強化するために女性の人権と市民権については父権的に対処しようとしたのであるが——この問題を放棄することさえありえたのである。その時「性的性格／性と性格 (Geschlecht und Charakter)」という概念が導入され、同時に「人間であること」と「性的であること」とは異なるという考え方が新たにスタートした<sup>22)</sup>。言い換えれば「男性の性的性格」はそのまま人間の自然と合致するのに対し、「女性の性的性格」と人間の自然の間には原則上矛盾があるという考え方である<sup>23)</sup>。つまり男性であることと女性であることは異なることとみなし、この観点から「性的性格」を区分している。要するに「性的性格の両極化」ともいえる主題で、男性の人格と女性の人格という異なる性質を持った人格を想定し、女性の人格が人間本性と等価ではないという点に関して男性にとって都合のよい議論が進められてきた。カントの時代の性差をめぐる議論には概してこのような傾向が強い。

ところで、カントの「性差」に関する見解を彼の著作年代順

に追ってゆこう。まず初めに、前批判期の『美と崇高』における性差の問題を見た後で、『啓蒙とは何か』で展開された自己啓蒙と女性を性的に後見するという問題を扱う。その後でカントが「人間学」において両性間の平等原理に着目し、性差の倫理的な基礎付けの試みについて探究する。それぞれの著作からカントの記述を追ってゆこう。

## 二、女性なるものへの体系的アプローチ

### —「美と崇高」について

カントの前批判期の著作『美と崇高の感情に関する考察』は、一七八一年に出版された『純粹理性批判 (Kritik der reinen Vernunft)』とは違い、この時代の最もポピュラーなカントの著作となったものである。その通俗的な内容とエレガントでウィットに富んだ文体で多くの読者に読まれ、カント存命中に総数八版を重ねたという。この著作はルソーからの影響が大きい著作としても知られている。『美と崇高の感情に関する考察への覚え書き』の中のしばしば引用されるメモで、「何も知らない俗衆 (XX4) へのそれまでの軽蔑の態度を正してくれ、真実の人間の自然の体系的観察へと導いてくれたのがルソーその人の功績であるとカントは認めている。そしてこのメモが興味深い理由は、カントの関心が「在るがまま」の人間へと向いているという点だけではなく、自然的で性的本性を持つ人間が、原則的に、たんなる偶然的関係を超える新たな研究対象となっ

ているからである。つまり人間はその「自然」からして両極的な性的存在に分かれ、常に他方の性を補う存在として相反する特徴に分かれているのか、それとも社会的となり文明的に洗練された状態となつてから性差そのものが実際に固定可能となつたのであり、こうなつてから初めて生じた病理現象が性差なのか、と問われている点である。後者だとすればルソーの文明批判を受け入れざるを得ないことになる。

カントは『美と崇高』の最初の二つの章において、あらかじめ設定しておいた「美と崇高」という対比に基づいて、「性の相互關係」を導出している。つまり、植物の自然現象にみられる高いオークの木の崇高性と華麗な草原の美という対比から、人間における分化としての美と崇高へと移行している。悟性は崇高で、機知は美しい。大胆は崇高であり、手管は卑小だが、美しい」(II21)と。さらに美と崇高という特質を「性差」に割り当てた後で、今度はもっと中心的な問題として、性を両極に分化する以前に認められていたこの二つの特質の等価性が見いだされることになる。カントの言葉を参照してみよう。

「しかしこのように言うのは、婦人が高貴な性質を欠いているとか、男性がまったく美なしでないなければならないということが意味されるのではない。むしろ人はそれぞれの性が、両者を一つにすることを期待するが、それは婦人のあらゆる長所が、ただ本来の關係点である美の性格を高めるために結合するべきであり、これに対して、男性の諸性

質の中では崇高が、男性という種の徴表として判明に際立つという形においてなのである。自然がこの二つの類の間におこうとした魅力的な差異を、見分けられなくしようとするのでなければ、これら二つの類についてのあらゆる判断は、賞賛の判断も非難の判断も、このことに關係づけられねばならないし、あらゆる教育と教示は、そしてまた、一方ないしは他方の人倫的完全性を促進するためのすべての努力も、このことに眼を留めなければならぬ。」(II28)

つまりカントは性差に関して、女性を「美しい性」と捉え、男性を「崇高な性」と捉えて二つの性の等価性を認めながらもその違いを表現している。カントは「美しい性」を悟性および女性の属性とみなしている。その理由は、女性の「性的性格」という特殊な本質的形式として形成された「美しい性」を、男性の観察者はあきらかに通俗的、外観的、肉体的に享受しうるものとみなしているからである。

またカントは、「婦人 (Frauenzimmer)」という表現は女性の本質に関する特徴を言い表すものとしては女性一般を貶める不快な響きを持つていて、これはないかと自問し、語源的説明を通じてこれを否定している。「婦人」という表現は確かに可愛らしく、彼女らが昔からある特別な部屋の中で一緒に、イギリスでは今なおそうであるが、生活していたということを証明しているように見える」(XX69)。婦人とは要するに肉体的に美しい性に属し、「美しく、優雅で、飾られたすべてのものに対する

生来のより強い感情を持って」おり、一般に「有用なものより美を優先」するのである (II229) 』と。

カントは女性と美との親和性を無批判に生まれつきのものであると要請し、それが教育によって最善の状態にもたらされるとみなしている。しかし彼は、「女性の悟性」を「男性の悟性」よりも一段低く見ているのである。

「美しい性は男性と同様、悟性をもっているが、ただそれは美しい悟性である。われわれ男性のものは深い悟性であるべきであり、それは崇高と同じことを意味する表現である。」 (II229)

つまりここで性差による悟性能力の差異を表明している。すなわち〈男性の―深い悟性〉と〈女性の―美しい悟性〉との対比であり、女性の悟性能力は男性と明らかに違うことが言及されている。

初期啓蒙期の両性の等価性をめぐる論争において、カントは男女ともに量的には「同じ悟性」であると認めている。しかし質的には、女らしさという隔離区域へと追い込まれた「美しい悟性」に悟性たる妥当性を認めてはいない。なぜなら、「美しい悟性」は〈男性の―深い悟性〉によって美しく認められたものとのみ関わることを許されている以上、女性が知性を行使する場合はすべての男性の深い悟性をガードレールとして頼っていることになるからである。「美と崇高」では、「女性は本質

的に大きな子供以外の何ものでもない」というルソーの主張に對して距離を置くことが提案されていたが (II247)、『覚え書き』では、カントは女性の悟性能力に對するルソーへのこの批判を取り消している。つまり、女性は「悟性に関しては相当に子供である」とみなされ、子供同様女性の場合も、とりわけ計画したり未来をめざして思考したりする能力に実際に欠如していると記されているのである (XXII5)。

「美しい悟性はその対象として、より繊細な感情に親縁なあらゆるものを選び、抽象的思弁や、有用ではあるが、味気ない知識を勤勉で根本的な、深い悟性にゆだねる。婦人は、したがって、幾何学を学ばないであろうし、充足理由律<sup>①</sup>やモナドについても、われわれ男性の軽薄な詮索家が編んだ風刺詩の中に仕組まれた辛辣さを見分けるに必要なものだけを知ろうとするであろう」 (II230)

平等の要請は市民的啓蒙の前提である。しかしこの要請が悟性能力を性差に基づいて規定するなら、それは平等それ自体の要請とは矛盾してパラドキシカルなものとなるのである。男女の悟性は量的な等価性を認められてはいるが、この等価性は質的には評価されていないからである。

当時のドイツではルソーの『エミール』によって喚起された少女教育をめぐる議論が大きな影響を及ぼし、そのため女性の精神活動が社会的に望まれてはいないという問題があった。ル

ソニーの著作には社会批判の傾向が見られたが、それとの関連で読書や知的活動に携わる高尚な女性グループへの激しい批判もそれ相応に存在していたのである。こうした女性グループは社会的に不自然であり、子孫の生産活動から離れることによって自然を脱した女らしさの帰結とみなされたのである。種の保存こそ「女性が役立つ」(XX53)唯一の事柄なのである。そしてカントはこの贅沢なロココの被造物に対する明らかな皮肉を込めて「女性の最大の完全性は家事である」(XX87)と主張している。

しかしカントは「美しい悟性」に対してもう一つ別の通路を開いている。つまり「美しい悟性」とは自然を脱して社会化された悟性能力ではないが、しかしそれは感性的認識能力と知性的認識能力とに二元化される以前の、両能力の合致という願望的イメージでとらえられている。女性は概して「市民活動とはほとんど無縁に——自然により近いので、より根源的な状態で「自然の素質」を意のままにしうることになる。文明化され自然を脱してしまった男性にはこの「素質」は欠如しており、そのためには男性は深い思弁と学識一般とを必要としているというわけである。要するに、カントは「美しい悟性」という概念によって感性能力と悟性能力のアプリオリな一致という空想を抱いているのである。

カントはルソーによって論じられた自然状態と文化状態との差異を自分の著作では「性差」に翻訳しているといえる。つまり、批判されるべきこの文明においてさえ女性には現実的な在り

方として「自然により近い」(XX90)とされる。確かに男性と同様に女性も「豪奢な」文明状態においては自然から脱しているのかもしれないが、しかし社会が損傷を負っているという重大事に対して、女性の本質である、在りのままの状態の維持はまさに決定的な役割を果たすことになるのである。なぜなら、「もし二つの性がともに墮落しているとすれば、男性における墮落は実際もつとひどいものになるからである」(XX65)。つまり、カントはルソーのいう「自然人」を「自然の女性」に改訂しているのである。これがルソーの文明批判に対するカントの解答である。「自然な女性」こそ男性の理性による思弁的な企ての危険性を弱めてくれるからである。文明によって損傷している「男性の悟性」という不適格者は、「美しい悟性」という自然な素材さによって癒されることになる。

### 三、自己啓蒙と性的後見

#### —「啓蒙とは何か」を巡る議論について—

カントは「啓蒙とは何か」という問いに答える論文を通じて『ベルリン月報』一七八四年一月、法哲学的にはこれまでもほとんど問題とされてこなかった女性固有の未熟さの根拠<sup>(6)</sup>の可能性を探っている。つまり啓蒙とは自己啓蒙であるという規定を通じて、女性の未熟さ、とりわけそれに伴う「性的後見」という問題が、新たな次元を開くことになるのである<sup>(7)</sup>。

「啓蒙とは何か」という著作をカントが執筆した動機こそ、

問題の背後にある事態を明らかにしてくれる。『ベルリン月報』の一七八三年九月号に匿名に近いEvkというペンネームで「婚儀の執行においてもはや聖職者を煩わさないことの勧め」という寄稿論文が掲載された。実は当時ジャーナリズムにおいて匿名は日常茶飯事であり、Evkというペンネームは編集者のヨハン・エーリッヒ・ビースター (Johann Erich Biesler, 1749-1816) が用いていたものである。問題はこの論文の中にある「啓蒙された人間にとっては、いかなる儀式も必要ではない」という一節であり、これが物議をかもし、「啓蒙とは何か」という問題が忽然とわき起こったのである<sup>19)</sup>。

というのは、ベルリン上級宗教局顧問官ヨージハン・フリードリッヒ・ツェルナー (Johann Friedrich Zöllner, 1753-1804) が、この論文に対する一文を『ベルリン月報』の12月号に寄稿しその中で「啓蒙とは何か」と問い、この問題は「真理とは何か」と同様に重要であると指摘したからであった。つまり「啓蒙とは何か? この問いは真理とは何かと同じほど重要であるが、われわれが啓蒙状態になる以前にこの問いはその解答を持つていなければならないのか?」だが、私はいまだにこれに何ら答えられないのである<sup>20)</sup>。

そこでカントは直接女性にかかわる時事問題と絡めながら「ベルリン月報」第12号(一七八四年二月)に「啓蒙とは何か?」という問いへの答え<sup>21)</sup>を発表することになったのである。カントがこの著作で初めてまた明確に、啓蒙後期のドイツにおいて個人としても政治的にも価値のなかった女性の立場の

矛盾がもはや無視しえないものであることを明らかにしている。つまり、啓蒙的成人を(思考する人間)とみなす時代において、「性的後見」や「市民的未成年」という見解が保持されているのは矛盾であると指摘している (VII:356)。

確かに、未成年状態が除去されなければならない状態ならいつでも啓蒙が必要である、というのがごく一般的な考え方であろう。しかしカントは「啓蒙」を明快に「人間がそれ自体罪のある未成年状態 (Unmündigkeit) から抜け出ること」を目的とする、精神的成長過程の運動と定義し、さらに、自ら目的を措定する理性的存在としての人間を自分自身の唯一の管理人として任命したのである。したがってここで問題提起されているのは、(社会的次元) から(個々人の直接的な責任領域)へと移行することによって啓蒙を成し遂げ、責任感を持つということなのである。責任を認めることができ、また認めてしかるべき個人だけが(それ自体罪のある未成年状態)に対して責任を持つことができるのである。

通俗的な「美と崇高」では「女性の悟性」はいまだ本質的な哲学的対立関係なしに、それを「美しい悟性」へと磨き上げる「男性の悟性」による後見にしがたって導かれていた。しかしそのカントが「啓蒙とは何か?」では不可避免的に次の問いを措定しなければならなかったのである。つまり、人間の悟性能力に関して性的区分による差異が明言できるのだろうか、と。要するに、もし女性が未成年であるとすれば、この未成年状態は自己思考のための決意が欠如した結果なのか、それとも実際

に「悟性が欠如している」結果なのかと問うているのである。カントは次のように主張している。

「大半の人間（ここにはすべての女性が含まれる）が成人への歩みは困難であるだけでなくいへん危険でもあると考えるようになっていく。それは人々の監督責任をこく親切にも引き受けてくれた後見人たちが気を配っている」

(VIII5) からである。

これ以前の箇所では女性の好ましくない立場について、事のついでに、いわば副次的な矛盾として述べているのだが、これに対しこの引用文の直後には女性をとりわけ「おとなしい生き物」とみなし次のように述べている。

「後見人はまず自分の家畜を愚鈍にしておいて、このおとなしい生き物が押し込められている歩行車から外へあえて一歩も出ないよう注意深く防止している。その後で、それが一人で歩こうとするときになると、危険が襲ってくる」と教えているのである」(VIII5)、と。

つまり女性を「性的後見」といふ歩行車に押し込めておいて、いよいよ女性が自立するときになると、外の世界には危険が多く存在しているのでとも一人では生きてゆけないと述べているのである。要するに女性という人間は「依存する人間の元型」

とみなしており、そういう人間が存在するための条件が省察されていく。

そうだとすれば、「女らしさ」とは精神病と同列におかれるような「悟性の欠如」などではないし、「性的後見 (tutela sexualis) の根拠である「自然の未成年」とも違うのである。さらに、女性への性的後見の原因は自己思考への怠惰や臆病さでもないといえる (VIII5)。なぜなら一七八四年にはカントにとって「自然はこれほど多くの人間を他人の指導からとくに解放している（自然によって成年となっている人たち）」ということが、女性に関しても例外や特例なしに確かなことだからである (VIII5)。それにもかかわらず彼女たちが「未成年状態」という性的区分による形式、つまり性に基づいて未成年であると考えられるなら、それは人間理性を強制的に支配することであり、啓蒙の意図に明らかに反することになる。これを企てたのは、自らはその天分に恵まれていると思ひ込んでいた後見人たちであり、これを口実としてなんとしても女性を「監督」したくて仕方がない人たちなのである。

したがって、このような女性への性的後見は「それ自体罪のある未成年状態」という決まり文句で片付けられるようなものではない。また全人口の約半数に及ぶ女性には「成人への一歩」が当時の法規制によって禁じられている以上、この問題は直接に政治改革の問題を惹起することになる。

「啓蒙」を政治倫理的にとらえれば、それ自体に罪があるにしろ他に罪があるにしろ、支配関係をそれ自体として取り出し、



それがどのように機能しているのかを明瞭にすることが重要となる。すべての女性解放運動は当然、自己解放のための主体的意志に焦点を合わせている。カント自身はこれを『啓蒙とは何か』の中で、密やかにではあるがしかしはっきりと、女性はいくら啓蒙され解放されなければならないと表現している。そしてこの場合、後見人たる代行者によって解放される可能性は皆無である。むしろ肝心なのは、他ならないカント自身が『啓蒙とは何か』の中で「自ら考え解放することの必要性」を指摘しているという点なのである。人間を未成年状態から解放するということは自分自身を解放しようとする主体のなすべきことにならないからである。

#### 四、両性間における平等原理へのアプローチ

##### ―『人間学』を巡る議論について―

次にカントの後期の著作『実用的見地における人間学』（一七九八年）の内容を検討してみよう。カントがどのように両性間の平等原理に着目し、性の倫理学の基礎を築こうとしたかを探究したい。

『人間学』の議論に入る前に、カントが「性を道徳化する」ことをどのように考えていたのかを検討したい。『メッツァー倫理学』<sup>16)</sup>は一七七五年から八〇年にかけての倫理学に関するカントの講義を再現したものであるが、その二つの章で性倫理学に関するカントの真の省察が報告されている。それは「自分自

身に對する義務について」および「性的傾向性からみた身体に對する義務について」という章である。

カントは一般に「人間が他者に対する義務を遵守する」条件として、まずは「自分自身に対する義務」を固守することを挙げている。人間は確かに自分の状態を自由に扱うことはできるだろうが、しかし自分の人格を自由に扱うことはできない。というのも、人間は理性的に自分自身に目的を措定する存在なのだから、それ自身目的であって手段ではないからである。『メッツァー倫理学』でカントは道徳哲学上のこの新たな「自己に對する義務」を十分理解してもらうために―道徳哲学においては「他のいかなる部門も自分自身に對する義務」というこの部門以上に論ずるに値するものはない―たとえ一本の指の代償として一萬ターラーを得るとしても、人間は金銭のために自分の手足を売る権限を持つてはいないという例を挙げている（『メッツァー』154/XX VIII386）。

他方においてカントは、人間が売春によって他者の手段として自分自身を自由に扱うのは道徳上許されないと言明している。つまり、女性は売春するようなことがあってはならない。なぜなら、彼女は自分の人格の尊厳を売却する権利を持っていないからであり、女性は人格 (person) であつて物 (res) ではないのだから他者の満足として自分を使用するなら、彼女は人間性を放棄することになるからである」と (VII, 2: 1335u, 1481)。要するに、自由意志を持たないものについてわれわれはそれを自由に扱うことができるのに対し、それ自身自由意志を

持つ存在を自由に扱うことはできない。しかしそれにもかかわらず、もし人間が自由意志を持つ存在を自由に扱うとすれば、人間は物件となり誰もが彼に対して好きなように振る舞うことが可能となってしまうのである。

同様に「性的傾向性」についてもカントは考察している。すなわち「性的傾向性に基づいて愛するならば、彼らは人格をその欲望の対象とすることになる。要するに、彼らは人格をただ所有しているにすぎず、欲望が満たされてしまうと、果汁を搾って無用となったレモンが捨てられるように、彼らは人格を捨て去るのである」(メンツァー 205/XXVII34<sup>11)</sup>)。要するに、私は自分を他の人格の快の満足の道具としてはならないし、また私は他の人格を私自身の快の道具としてはならないということである。言い換えれば、私は他の人格をその全体において、その人格における人間性という理念において受け止めるゆえに、性現象は実践的に導かれる道徳性の問題として捉えることができるのである。つまりカントにおいても、性現象と道徳性とを一つにすることが愛という概念の地平で想定されているのである。「真の人間愛」が両性間の愛の倫理学をも基礎づけることになるのである。

カントは性現象の道具的性格および物品的性格の問題について真の倫理学という問題設定から独自にアプローチしており、この問題は十八世紀以降、ともかくも次第に展開されていくようになる。特にカントが「性差」の問題を初めから性倫理学という問題の中に設定している点は注目に値する。つまり、市民

生活の中で不平等にされている女性の悪しき立場のシンボルである性差こそが、カントの性倫理学についての考察の重要な動機になっていると想定しうるのであり、このような想定にこそ注目する必要があるといえるのである。

カントは、性のパートナーとしての男女は原則的に平等な欲求と衝動の構造を持っているとみなしている。つまり性的な能动性は双方に源泉があるのだし、男女は性倫理学的諸原理の中でも性的に満足する権利を持っているという見方である。したがって、生物学的に付与された性的存在としての差異は欲求に対する満足の要求およびその在り方に関して、それこそ量的にもなんら不平等をもたらさないことになる。

この議論を踏まえた上で、次に「人間学」における性差の問題を検討したい。「両性の平等のための繊細な理論を基礎づけることは可能か」という観点から、『人間学』における「男女の性格」の章を読む人は、ほとんどすべての行間にカントの努力を読み取ることができるだろう (VII303-11)。実際カントは、性倫理学を省察するさまざまな局面において両性間の平等を義務論的倫理学の諸原理によつて基礎づけようと試みる一方で、人間が人間として生成するための歴史のプロセスの中で、その時々両性における力の作用が示す度合いに見合った「両性の均衡」というモデルについて語っている。カントはここで、確かに計算可能な作用をなす二つの力の均衡に基づいた物理学における槌子てきこのメカニズムを、両性間の平等性の類似物として、適法的なお手本として応用しているのである。両性の関係はそ

れぞれに配分された力に基づいて必然的な結果をもたらす（梔子の腕の關係）に類比されているのである（VII303）。

「大きな力を必要とする他の機械と比べて、同程度の仕事を小さい力でこなさなければならぬ機械があるとすれば、それはどのようなものであれ何かしらそれ相当の仕掛け〔技術〕が施されているにちがいない。とすればここで早くも、自然は女性よりも男性の方に大きな力を割り当てたのであるから、逆に男性よりも女性の側の身体器官のうちにいっそう多くの仕掛けが施されており、それは自然の配慮によるものだったのであろう、と推察することができぬ」（VII303）。

カントはここで性差の問題を力学的物理学の領域での梔子法則によって類推することになる。この比較はデカルトを思わせるが、カントがここで試みているのは性差として組織された「人間―機械」が力の作用としては平等であるということである。女性という「人間―機械」は本性上より劣った力しか授けられていない。そこで自然は女性に対し補う権利を配慮してより長い梔子の腕、つまり人倫的な振る舞いのためにある種の類似物を与えたというのである。さらにカントは続ける。「なぜなら、互いに相手なしでは暮らしていけない二人が平等に我を張り合う」と、男性に身体能力とその勇氣は「男性の傾向性を手玉に取るという女性特有の天性」（VII303）によって中和させ

られることになる、と。もちろん、より躰が行き届き、また人倫的でもある女性の梔子の腕が倫理的に妥当であるとカントが考えているわけではない。なぜなら女性は「梔子の腕によって」必ずしも道徳性そのものに導かれるわけではないにしても、道徳性を身に帯びているといえる程度の上品な礼儀作法」（VII306）に至るにすぎないからである。

カントは性の違いによって肉体的な力の量は異なるが、しかし異なっても両性間の力關係は合力としては動力学的均衡へと導かれるはずであると前提しているのである。要するに「性差」は自然によって与えられたものであり、「自然とは原則的に」それに従って判断されるべき「関係点そのものであるゆえに、自然のうちに在るすべては善であると仮定されうる」（XY/2794）と。

したがって「性差」は理に適っている自然が生物学的に設備したものであることが証明される、とみなされている。カントがしばしば示唆しているように、性差とはなによりもまず「種の増殖」のための不可欠条件である（VII305）。「自然は女らしさを配備するにあたって」一体どのような目的を求めたのかという問題をめぐって、カントは多くの発言を試みている。そして彼が辿り着いたのは、種の一方である女らしさによってすべての種の増殖と人倫化が可能になるという二重の作用法則である。つまり女らしさとは「一、種を保存する、二、女らしさが社会に文化をもたらす社会を洗練する」保証を担っているのである（VII305c）。女らしさの目的を規定するこの二重の作用法則

の第一の契機は、特にオリジナルであるというわけではない。周知のようにそれはカントが明記するまでもなくこれまでさまざまな場面で用いられてきており、多くの支持を得ている。そして女性の中の子供を産むという可能性だけが唯一女性という存在の規定根拠とみなされる場合には、種の増殖のための子宮という手段としてのみ女性を理解しようとする主張は、完全に権利を得ていたのである。カントも当時の状況からしてこのような誘惑には抵抗しえなかったのである。そこでカントは例えば「覚え書き」において、「種の保存は女性が役立つ唯一のことである」(XXS3)と記している。しかし後には、女性を出産能力へと還元することがその存在にとってふさわしいとするこの見方を修正することになる。これは、カントの省察における苦勞があらかじめ先入観に捕らわれたものではなかったことの証明であろう。そしてこの修正によれば、女性は何よりもまず明確に肯定的な評価のうちにもその姿を現すことになる。つまり、自然は女性を「お気に入り」として「受け入れた」(XV/279)と評価されているのである。なぜなら、「自然は女性の胎内に自然の最も高価な担保を、すなわち種を」(VII306)委ねたからである。

さらに類推してみれば文化という理念を実現する場もまた、種の場合と同様、女らしさの内に存在することになる。なぜなら人倫化、洗練化という社会を道徳化するための配慮は、故意に性的に区分されてきた女性の、何世代にもわたる影響力を抜きにしてはもはや想定しえないからである。男性を「文明化

する」(XV/279)のは女らしさなのである。人倫と徳は「女性の仕事」(XV/276)なのである。要するに、すべての女性の内なる女らしさこそ社会を人倫化するいわばエキスパートとしての内的基盤なのである。

「性差」の妥当範囲を確認するために重要なことは従来の価値観を転倒することである。つまり、人間が社会性を帯びていく過程において、女性に対してのみ漸次行われてきたのは肉体的な弱さを人倫的な強さへと移行させることである。弱さの代償として社会的な権限を持たせることである。これが「梃子」となって平等な状態が生じることになるのである。この「梃子」が男性の文化的な在り方を社会的に配備することによって、マインス面とバランスを取るはずなのである。この問題を扱っている『人間学』の章では、文化的状態においてもまさに依然としてとりわけ肉体的であり続けている男性能力の生の状態がさりげなく記述されており、深い印象を与えている。

たとえば「夫の秘密は簡単にはれる」(VII303)という箇所がある。男性は人間として社会性を帯びているにもかかわらず、いまだ粗野な自然の近くにいるのである。カントは「粗野な自然状態」においては、性的関係にすでに男女の間に純粹な肉体的な関係があったと記述している。文化状態においては、女性とは人間生成への地平を開示することになるのだが、それ以前のこの従属関係における女性は駄獣とみなされているのである。「そこでは女は一種の家畜である。男性は武器を手に先頭を歩き、女性は家具一式を荷に担いでその後についていく」

(VII304)と。粗野な自然状態においても女性の肉体は不足していたのである。しかし文化状態における作用力の均衡原理は明らかにこの肉体に、人倫の梃子として、生成する男性に欠乏している人倫化の契機を賦与しているのである。これに対し男性の肉体は自然状態から文化状態へと発展しても、同じままなのである。いずれにしても、男らしさを記述する唯一の要因はその肉体的能力なのである。つまり「互いに相手なしでは暮らしていけない二人が、平等に我を張り合う」(VII303)と自己愛が騒々しい口論を引き起こすことになるので、力の均衡を保つためには相互に対等な従属関係が必要とされるのである。そして「文化が進展した段階」では一方は他方とは異なる仕方ではるかに優っているのである。つまり男性の女性に対する異質な優位性は、実際文化が進展している状態においても、粗野な自然状態においてもすでに存在していた肉体的優位性以外の何ものでもないのである。男女の平等は「理性的存在」という基盤に立脚しているとはいえず、それでも「男性は女性にその肉体的な能力と勇氣によつて」優っていることになる。この優越性の内在野から除かれた女性は、文化的過程を通じて「男性の傾向性を手玉に取るという女性特有の天性」によつて男性のこの優越性を修正するすべを心得ている、と、こういふことになる(VII303)。

人間性を道徳化する過程では、まさに性によつて強さの特徴が異なるという遙かに重要な焦点が存在するのである。この点からすれば、女性はや弱さの符号と同一視される(補助する者)では決してないことになる。なぜなら、道徳的に行為す

ることができ、同時にまた人倫的に作用を及ぼすことが可能な能力としての人倫的な強さは、両性間の力関係の中では女性の側に根を下ろしているからである。

「人間学」で特に問題とされているのは、物理的な「梃子の原理」の「男女の力関係」への応用である。この著作では明らかに「女性蔑視的な視点」が顕在しているにもかかわらず、「梃子の原理」の応用によつて「肉体的な力—男性」と「人倫的な力—女性」の力関係の等価性が示され、ここに「結婚」を唯一のモデルケースとみなす、「力の均衡」に基づく「両性の対等な倫理学」の可能性が指摘されることになる。そして「人倫の形而上学」においては「倫理学的相互性」として、また「人間学」においては「物理的力の均衡」として、「両性間の対等原理の二重の定式化」が試みられている点が究明されている。今日の観点からすれば、これはある種の「役割分担」であり女性蔑視的なものとみなされるかもしれないだろう。しかしヤウヒはこの「定式化」において男女の人倫的な関係が逆転する可能性を指摘するとともに、今日とのコンテクストの違いを考慮し、この試みが当時としては明らかにフェミニスティックな方向性を示しているとみなしている。

## 結語

以上のように「性差」に関するカントの見解を概観してきたが、最後にこの議論で明らかになったことをまとめておきたい。

主に「美と崇高」「啓蒙とは何か」「人間学」の三つの著作を取り上げてカントの性差に関する見解を検討してきた。ヤウヒの指摘にもあるように、今日からすれば女性蔑視的な記述も多く、また女子教育や女性の市民権をめぐる議論などではかなり時代錯誤的な印象を受ける部分も多い。とはいえ、カントは性差の問題を啓蒙的精神の中でとらえ、女性が「未成年の状態から脱却」してすべての人間へと生成するという問題を提起している。カントの初期の著作「美と崇高」では女性は「自然な性」ないしは「美しい性」にすぎなかったが、啓蒙末期になってから人権や男性との対等原理を考察するようになったと考えられる。特に男女の性格に関しては「美と崇高（一七六四年）」と『人間学（一七九八年）』では三十四年もの歳月が流れ、カントの人間観察の深まりが随所に見られて大変興味深い。

今回この論考で私が特に明らかにしたかったのは、ヤウヒの指摘はこれまでカントの女性観を大きく覆すことになるという点である。確かにカントはフェミニズムの標的とされてきたし、近代的な意味での「女性蔑視の源流」の一つとさえみなされてもいる。こうしたカント批判はおおむねカント存命中に公刊された著作に基づくものである。公刊された著作には明らかに女性蔑視的な記述が随所に見られ、それに依拠すればカントの批判は容易にできる。しかし当時公刊されていなかった「講義ノート」や「遺稿」や「メモ」類を読むと、まったく別のカント像が現れてくる。女性の能力を男性以上に評価したり、女性の現状に共感を示したり、男女間の対等な倫理学確立のために心を

砕いたりしているのである。ヤウヒの研究はこのような、いわば「公私」にわたるカントの「女性観」の精緻な研究であり、その結果として「フェミニスト」が誕生する以前にフェミニストでありえたかもしれないカント像を浮かび上がらせることに成功しており、その意味で画期的な試みであるといえる。

最後にカントの次の言葉で締めくくりたいと思う。性差の問題を考える際に非常に重要な示唆を含む言葉だからである。

「人間の内面における最も意味深い革命は、『人間が自分に責任のある未成年の状態から跳び立つこと』<sup>23)</sup>である。それまでは他人が彼の代わりに考えてくれ、彼は模倣するかよちよち歩きを助けてくれる紐につかまるかしていればよかったのだが、今や人間はそれを断ち切って、当分はよきよきながらかもしれないが、あえて経験という大地の上を自分の両足で前進し始めるのだ。」（『人間学』VII229）

## 註

カントの原典からの引用は、アカデミー版カント全集により、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で示す。翻訳として理想社版カント全集と岩波版カント全集を参照した。

- (1) Ursula Pia Jauch, *Immanuel Kant zur Geschlechterdifferenz: aufklärerische Vorurteilskritik und bürgerliche Geschlechtsnormung* (1988, 菊地健三訳 (専修大学出版局) 二〇〇四年参照)。

- (2) Wilhelm Traugott Krug: *Handwörterbuch der philosophischen Wissenschaften nebst ihrer Literatur und Geschichte*. Nach dem heutigen Standpunkte der Wissenschaften-II. Leipzig 1827, S61
- (3) カントは『実用的見地における人間学』についての講義(一七九八年)の中で二つの章を「男女の性格」に割り、男女の性格の違いを議論している。
- (4) たとえば男性名詞を中性名詞化する際にそのような原則が見られる。Mann は男性名詞だが、男性以外の一般の人や者を指すことがある。それに対して Frau は女性以外の一般的な人を指すことはない。英語の man と woman も同様である。
- (5) 充足理由律 (principium rationis sufficientis) : 充足(十分)理由の原理、また理由律ともいう。ライプニッツは「矛盾律」と「充足理由律」を論理学の二大原理とした。十分な理由がなければ、いかなる事実も成立せず、またいかなる判断も真ではない。(平凡社『哲学事典』P689参照)
- (6) つまり迷信やおとぎ話は大衆を啓蒙する場合の目女であり、こういう類のものに対する言論による挑戦を想定していたのが「ベルリン月報」であった。その中で特に重要なのが女性の啓蒙で、歴史的にみて女性には迷信や空虚な宗教心に基づく多くの偶有性を取り付いているとみなされていたからである。カントは別の省察でも、女性の夢想や迷信が社会的に条件づけられて培養されたものであるという
- (7) ここで内容上の、また専門用語上の問題となるのは「女性の性的後見(性的後見 tutela sexus あるいは性的な世話 cura sexus)」と、カントの専門用語である「女性の市民的未成年」との区別である。前者はすべての成年となった既婚の、未婚あるいは寡婦となった、それゆえ性的女性として qua seculi 父や夫の後見の下にある女性を意味している。これに対し後者は、法律上の女性の身分とは無関係に、市民権からすべての女性を除外することを意味している。このような二つの未成年の形式、つまり「性的後見」と「市民的未成年」とが想定されるが、ここでは「女性の未成人」が問題となっているのである(ヤウヒ『性差に関するカントの見解』P186)。
- (8) 岩波書店『カント全集第14巻』P380-1解説参照。
- (9) カントはこうした動きがなければ、『啓蒙とは何か』を書くことはなかったかもしれない。実際、この論文に至るまで彼によって啓蒙の問題を真正面から捉えた論文は書かれていない。
- (10) Paul Menzer によって出版されたカントの講義録 (Edition Menzer)
- (11) 講義録『コリンズ道徳哲学』の中にも同様の記述がある。 *Moralphilosophie Collins* 参照。

(12)

カントはここできさやかな言葉遊びをしている。つまり、自然は男性にKraft(力)を、女性にKunst(仕掛け・技術)を与えたといっているが、KraftとKunstが語呂合わせになっっている。(岩波『カント全集』第15巻P.85参照)  
『啓蒙とは何か』の冒頭の定義「啓蒙とは、人間が自分に責任のある未成年状態から跳び立つことである」と同じである(VIII.3)。つまりこうでいう「内面の革命」とは「啓蒙」のことである。

(2) 理想社版カント全集

『カント全集第3巻・前批判期論集(二)「美と崇高の感情に関する考察」(川戸好武訳)』理想社一九六五年  
『カント全集第13巻・歴史哲学論集「啓蒙とは何か?この問いへの答え」(小倉志祥訳)』理想社一九八八年  
『カント全集第14巻・「人間学」「人間学遺稿」(山下太郎・坂部恵訳)』理想社 一九六六年  
(3) その他  
カント『人間学』(坂田徳男訳) 岩波文庫 一九五二年(岩波カント著作集第16巻の文庫版)  
『カントの倫理学講義』パウル・メンツァー編(小西國夫・永井ミツ訳) 三修社 一九六八年

参考文献

一、カントの著作集・講義録

(一) 岩波版カント全集

『カント全集第2巻・前批判期論集Ⅱ「美と崇高の感情に関する考察」』(久保光志訳) 岩波書店二〇〇〇年  
『カント全集第11巻・「人倫の形而上学」第一部法論の形而上学的基礎』(樽井正義・池尾恭一訳) 岩波書店二〇〇二年  
『カント全集第14巻・歴史哲学論集「啓蒙とは何か?」という問いへの答え』(福田喜一郎訳) 岩波書店二〇〇〇年  
『カント全集第15巻・「実用的見地における人間学」(渋谷治美訳)・「人間学遺稿」(高橋克也訳)』岩波書店二〇〇三年  
『カント全集第18巻・遺稿集「美と崇高の感情に関する考察への覚え書き」』(久保光志訳) 岩波書店二〇〇二年  
『カント全集第20巻・講義録Ⅱ「コリンズ道徳哲学」(御子柴善之訳)・「人間学講義」(中島徹訳)』岩波書店二〇〇二年

二、性差に関する文献

U・P・ヤウヒ『性差についてのカントの見解』(菊地健三訳) 専修大学出版局 二〇〇四年  
田村公江『性の倫理学(現代社会の倫理を考える第12巻)』丸善 二〇〇四年  
アンネマリ・ビーバー『フェミニスト倫理学は可能か?』(岡野治子・後藤弘志監訳) 知泉書館二〇〇六年  
江原由美子・山崎敬一編『ジェンダーと社会理論』有斐閣 二〇〇六年

※本稿は第58回筑波大学倫理学研究会(二〇〇八年八月四日、茨城県つくば市・筑波山江戸屋ホテル)にて発表した原稿に



加筆・修正したものである。筑波大学大学院人文社会科学研究所哲学・思想専攻博士課程の院生および教官諸氏から多くの御指摘を受けた。特に筑波大学教授桑原直己先生には女子教育に関するマントノン夫人と女子修道会の問題について、また筑波大学専任講師千葉建先生には啓蒙期の哲学とベルリッ月報について貴重な御意見を戴いた。両氏に深く感謝するとともに、発表の機会を与えていただいた筑波大学倫理学研究会の関係者の方々にこの場を借りてお礼を申し上げたい。

(なかの・としみつ 北海道中標津農業高等学校教諭)